

2020
07
July



CLIENT



No.339

弊法人からの連絡事項

- ・コロナウイルスの影響による各種お知らせ

P1

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・感染症対策のマイカー通勤&自転車通勤

労務トピックス

- ・「楽しい給与計算」の使い方
~賞与の入力方法

P4

P2

資産運用トピックス

- ・ウィズコロナ時代に選ぶ保険とは？

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・役員報酬の減額（臨時改訂）

P5・6

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・レジ袋有料化について

P7



新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が様々な面に出ているかと存じます。給付金や納税、資金繰り等各種措置が施行されておりますが、今回は以下の3つについてお知らせとお願いをご連絡いたします。

1. 持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等で特に大きな影響を受ける事業者に対し給付されます。給付金は最大で個人事業者は100万円、法人は200万円です。

対象：2020年1～12月まで前年比同月月50%以下の売上となる任意の月があること

持続化給付金が支給された中小企業や自営業者を対象に、NHKの受信料が2か月免除されます。詳細はNHKにお問い合わせ下さい。

ご注意とお願い

持続化給付金は雑収入として事業所得に含まれます。
給付金をお受け取りになりましたら担当者まで振込通知書のコピーをお送り下さい。
又、振込通知書はお手元に保管下さい。

2. 納税の猶予

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少して、一時に納税が困難な場合、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての税目の納税の猶予を申請することができます。主な税目は右の通りです。

税目	最大猶予
所得税予定納税	令和3年3月15日（月）
源泉所得税	各期限より1年
（個人）消費税中間納付	令和3年3月15日（月）
（法人）法人税中間納付	決算申告期限
（法人）消費税中間納付	決算申告期限

ご注意とお願い

申請には税務署・地方自治体への事前連絡、預貯金や資金繰りの把握必要になります。お早目に担当者までご連絡下さい。なお、預貯金等お手持ちの資産額によって、猶予が認められない場合がございます。

3. 固定資産税の軽減措置

具体的な内容は令和3年1月までに発表される見通しですが、現在発表されている部分を予めお知らせいたします。

条件：令和2年2月～10月まで任意の3か月間の売上高が前年同期間比で30%以上減少していること
内容：償却資産や事業用家屋に係る固定資産税の課税基準が右の表の割合になります。

減少幅（前年同期比）%	課税基準
30～50%未満	1/2
50%以上減少	0

お願い

1月の申請が予想されます。申請をご検討される場合は**毎月の月次を翌月中、10月の月次を11月16日（月）位までに**ご準備の上、お送りいただきますようお願いいたします。

給与ソフトが変わってから初めて賞与を支給される
 医院が多いのではないのでしょうか。

今回は、賞与計算の操作方法のポイントをご紹介します。
 たします。

ポイント①

支給する従業員を選ぶには？

右の支給欄から
 「する／しない」を選択し、
 次の手順へ進んでください。

ポイント②

支給日を指定するには？

右図のとおり、賞与名（夏季賞与など）、
 支給日を入力します

ポイント③

賞与額を入力するには？

賞与欄に数字を入力し、社保・所得税の計算
 ボタンを押し、保存して完了です。

**歯科健保に加入している場合は、自動計算され
 ませんので、金額を計算して手入力してく
 ださい。**

Q. 従業員に変更はありますか？

A. ありません

A. 追加があります

A. 変更・退職があります
 (例. 賞与を支給することになった。)

NO	氏名	支給
1	森が岡太郎	する
2	森が岡花子	する
3	森が岡一郎	する
4	次郎	する

賞与の計算

賞与名:

支給日: 令和 2 年 5 月 日 年編集

給与のように数字はコピーされないため
 都度、手入力してください。

操作方法につきご不明点がございましたら、担当までお問合せください。

Question

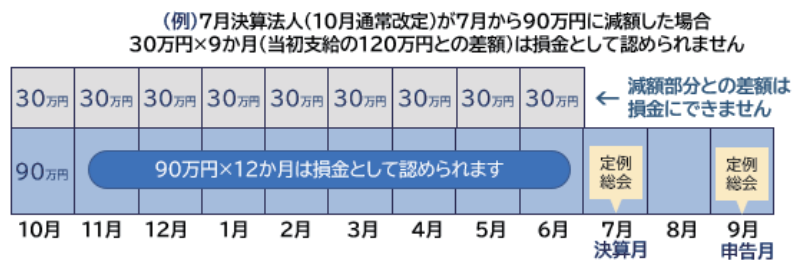
医療法人の診療所ですが、新型コロナウイルスの影響による想定外の業績悪化に見舞われており、資金繰り対策や経営改善にあたって、役員報酬の減額を検討しています。税務上認めてもらえるのでしょうか。

Answer

原則として年度途中の改定は認めておらず、毎月の支給額が事業年度を通じて同額でなければなりません。ただし、ご質問のような想定できない事情が起き、経営状況が著しく悪化した場合は税務上、業績悪化事由により役員報酬を減額改定することが認められています。

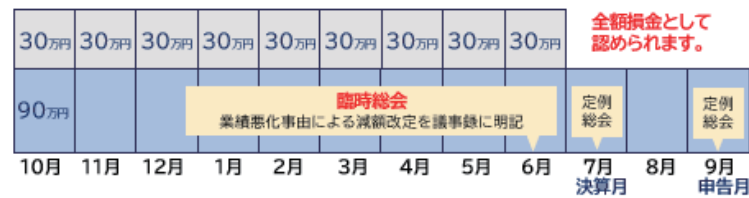
■事業年度途中で改定した場合（原則）

定期同額給与である役員報酬は毎月の支給額が一年間同額でなければなりません。役員報酬の改定は、期首から3か月以内に行う改定（通常改定）で改定する事ができます。原則は、事業年度の途中で改定した場合、図の例のように一部が損金として認められなくなります。



業績悪化のために期中に役員報酬を減額する

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響のように想定できなかった事情が起き、経営状況が著しく悪化した場合は、税務上、**業績悪化事由**により役員報酬を減額改定することが認められています。



ただし、一時的な資金繰りの都合や単に予算を達成できなかった等の理由のみでは該当しないと判断されることがありますので、減額改定に至った根拠資料を保存しておきましょう。

(注意点)

- 役員報酬を元に戻すなど、次に改定できるタイミングは通常改定（期首から3か月以内）です
- 給与から天引きされている社会保険料（健保厚生）は減額後3か月間は同額で下がりません。（3か月经過しても、2等級以上落ちていなければ社会保険料は下がりません）
- 住民税は翌年6月まで下がりません

役員報酬を減額せず未払い計上する

減額を行わずに未払い計上するという選択肢もあります。但し、短期間のうちに実際に役員報酬を支給することが認められる場合に限りです。

過去には、役員報酬の「未払金」の精算金額が“役員賞与”に該当するとした判例もあるので注意をしたいと思います。

ご検討の場合には、事前にご相談ください

ご不明点がございましたら、お気軽にお問合わせください。
日本クリアス税理士法人医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3237

Question

感染症の影響で、電車ではなくマイカーや自転車での通勤を希望している従業員がいます。検討するうえで、何か留意することがあれば教えてください。

Answer ①

通勤費の取り扱いについて

通勤費を払わなければいけないという法律上の規定はありませんが、**労働契約や就業規則に支払いの規定があれば、支払いの必要があります。**

通勤手当に関しては、一定の限度額まで非課税になっています。1か月の限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて右図の通り定められています。

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、**超える部分の金額が給与として課税**されます。また、課税部分が年収にも含まれますので、税法上の扶養の範囲内で働かれている方は、注意が必要です。

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2km未満	(全額課税)
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

「楽しい給与計算」では、事業所情報から「通勤費(課税)」を追加できます。



Answer ②

通勤中の事故について

マイカー通勤中の事故については、通勤途上の事故という事実があれば、医院の承認がなくても通常労災認定がされます。

一方、マイカー通勤中に従業員が加害者となり、他人にケガをさせてしまった場合はどうでしょうか。マイカー通勤での事故は、基本的に本人が損害賠償責任を負います。しかし、例えば医院が積極的にマイカー通勤を促していたり、保険加入等のチェックをしていない等、ずさんな管理をしていると雇用主である医院にまで使用者責任を問われる可能性があります。損害賠償は億単位で請求されるケースもありますので、そのような事態にならないよう、**マイカー及び自転車の保険への加入を義務付け、通勤を「許可制」とすることが重要です。**特にコロナの影響で自転車通勤者は増えており、東京では2020年4月から自転車保険加入の義務化も始まっています。神奈川、埼玉では既に義務化がされています。

また、許可制をとると共に、**定期的に保険証券等の写しを提出してもらい、それが医院の定めた補償額や補償範囲などの基準を満たしているか確認することも必要です。**

場合によっては、基準を満たすまではマイカーや自転車通勤を許可しないことも検討しましょう。従業員が安心して通勤でき、万が一の事故があっても医院がリスクを抱えることのないよう管理していくことが求められます。



ウィズコロナ時代に選ぶ保険とは？

一般的に、結婚や住宅購入、子どもの誕生といったライフイベント時に保険を見直す方が多いのですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発出されていた期間は、当社に保険見直しのお問合せが多数寄せられました。宣言下にあっては、感染もそうですが資金繰りや保障といったお金に関する不安を抱く方が多いようです。ウィズコロナの時代を迎えるにあたり、生命保険各社の措置についてご紹介します。

◆保険による資金繰り支援策◆

新型コロナウイルス（以下コロナと表記）感染拡大で、深刻な収入減に直面している方々も少なくありません。こうした状況を受け、生命保険各社は特別措置を実施しています。

保険料払い込み期間の延長

保険料の払い込みができない場合、保険料払い込み猶予期間が設定されました。

猶予期間は生保各社で最大6ヵ月と発表しております。

保険金・給付金の請求手続きの簡素化

提出書類等の取得が難しい場合は一部書類が省略されます。省略される書類については各社個別対応になるようです。

お見舞金の支払い

一部保険会社では、治療の有無問わずコロナ感染症と診断された場合はお見舞金が支給されます。



◆感染した場合の保険給付金◆

コロナに感染した場合、どのような保険金の対象になるのか、個人・法人ともにご紹介します

個人 保険	医療保険	感染者が医師の指示のもと病院・ホテル・自宅療養した場合でも給付金対象です。
	就業不能保険	保険給付条件は、60日から180日就業が不能な場合に支払いを受けることが出来、その期間以下で仕事復帰が可能になった場合は支給対象外です。
	海外旅行保険	海外旅行中にコロナに感染した場合、治療費用保障・疾病死亡保険金が給付対象です。対象期間は旅行中又は帰国後3日以内が一般的です。その期間にコロナ感染により発熱などの症状があった場合も給付対象です。
	特定感染症補償特約	給付金の対象外です。（一部の保険会社では支払対象としています。例：疾病保険）
	所得補償	病気・ケガで働けない場合の保険です。コロナが原因で働けない場合も給付対象です。
法人 保険	労災保険	コロナは感染症の為、政府の労災保険に対象になります。しかし、業務上・通勤の際に感染したと認めてもらう必要があります。政府労災保険の対象になった場合は、民間保険会社で加入されている労災保険も支払い対象になります。
	休業損害補償	休業損害補償は対象外です。
	イベント保険	イベント保険（興行中止保険）も対象外となっています

◆今後のリスクマネジメント◆

将来を見越した保険の見直しのご相談で頻繁にお受けするご質問をQ&Aでご紹介します。

Question

今すぐ保険加入した場合に、その後感染したら給付の対象になりますか？

Answer

「責任開始日以降、コロナ感染対応保険であれば、保険金の支払い対象になります。また、加入直後に保険金請求があった場合、保険会社から調査が入る可能性もあります」
こちらが保険会社の回答です。つまり、申込時に感染していなかったかどうかを調査されます。

Question

医院内で感染者が現れ休業を余儀なくされた場合、対応できる保険はありますか？

Answer

ご加入中の火災保険に感染症に対する休業補償を特約付帯することで対応が可能です。」店舗が新型コロナウイルスに汚染され行政機関から施設の営業禁止の処置がなされた場合に保険金があります。補償額は保険会社によって異なります。ただ、この補償は自粛要請や自主休業は対象外です。ご注意ください。

◆保険を活用した資産運用のメリット◆

病気や感染、倒産など不測の事態へのリスク回避という目的で保険は大いに活用ができますが、資産運用の面では、株式投資や投資信託にはない保険独自の見逃せないメリットがあります。

定期預金よりも高い運用利率

一時払いの運用型終身保険に加入した場合、10年後の解約返戻率が110%~120%の商品があります。保険料1,000万円の商品に加入した10年後の解約返戻金は、1100~1200万円になり、定期預金に置いておくよりも高い運用利率を得ることが出来ます。

毎年の所得税や将来の相続税の節税対策が出来る

支払った保険料が生命保険料控除の対象となり、所得控除を受けることが出来ます。

また、死亡保障を受け取った場合、相続人×500万円までは相続税の非課税対象となり、相続税を圧縮する効果も合わせて受けることが出来ます。遺産分割協議が不要のため、保険金を渡したい相続人が明確な時に有効となる手法です。

◆現在の保険契約を見直してみませんか？◆

「契約している保険が必要・十分なものか?」、「保険料を減らすことはできないのだろうか…」、「保険契約の管理の手間を減らしたい」…このようなお悩みを抱えていませんか?

リスク管理のポイントは「リスク対策」と「保険コスト」のバランスを適切にとることです。日本クreas資産サポートでは、経験豊富な専門のコンサルタントが、お客様とともに現在の保険契約のリスクの洗い出しを行い、最適な契約内容のご提案を行います。お気軽にご連絡ください。

(株) 日本クreas資産サポート

<保険・相続についてのお問い合わせはお気軽に>

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3263
✉ info@j-creas.com

ファイナンシャル・プランナー 小林 靖朋

Question

7月から義務づけられるレジ袋有料化について歯科医院で注意すべき点を教えてください。当院では歯ブラシ等の購入品は手提げビニール袋でお渡ししています。

Answer

レジ袋有料化は海洋プラスチックごみ削減や地球温暖化対策の取り組みとして2020年7月から行われます。「プラスチック製の買い物袋を扱う全ての小売事業者」が対象となっており、事業の一部として商品販売収入のある個人歯科医院や医療法人も対象となります。ただし院内処方では小売りではなく医療サービスの一環とみなされるため有料化の対象外です。

【対象となる袋・対象とならない袋】

対象となる買物袋

有料化の対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋です。

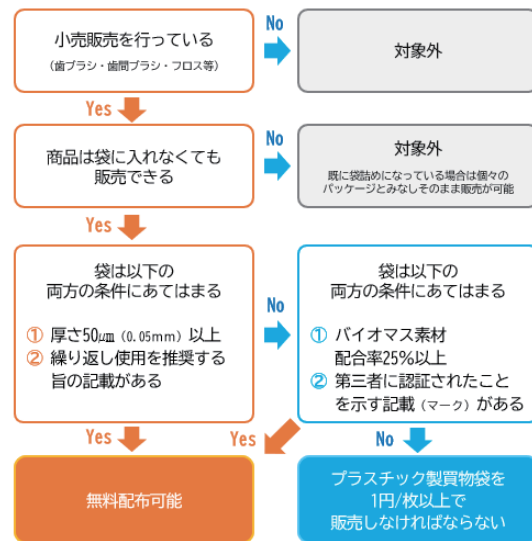


あらゆるプラスチック製買物袋を有料化することにより、過剰な使用を抑制していくことが基本ですが、環境性能が認められ、その旨の表示がある以下3点は対象外です。こうした袋への転換を進めるなど、環境価値に応じた価値付け等を推奨しています。



出典：経済産業省Webサイト

レジ袋有料化チェックチャート



【価格設定】

価格については自由に設定できますが1枚当たり1円未満や1枚購入で複数枚を無料とするサービスは行ってはいけません。

【医院側の対応として】

レジ周りでの告知や無料配布可能な袋の準備などが考えられます。歯ブラシなどの小物であれば持ち手のない袋や紙袋を利用してみたいはいかがでしょうか。いただいたレジ袋代は販売商品に係る付帯収入として「615その他収入」としてください。

■詳しくは経済産業省ホームページご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 339号

■発行日：2020年7月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート